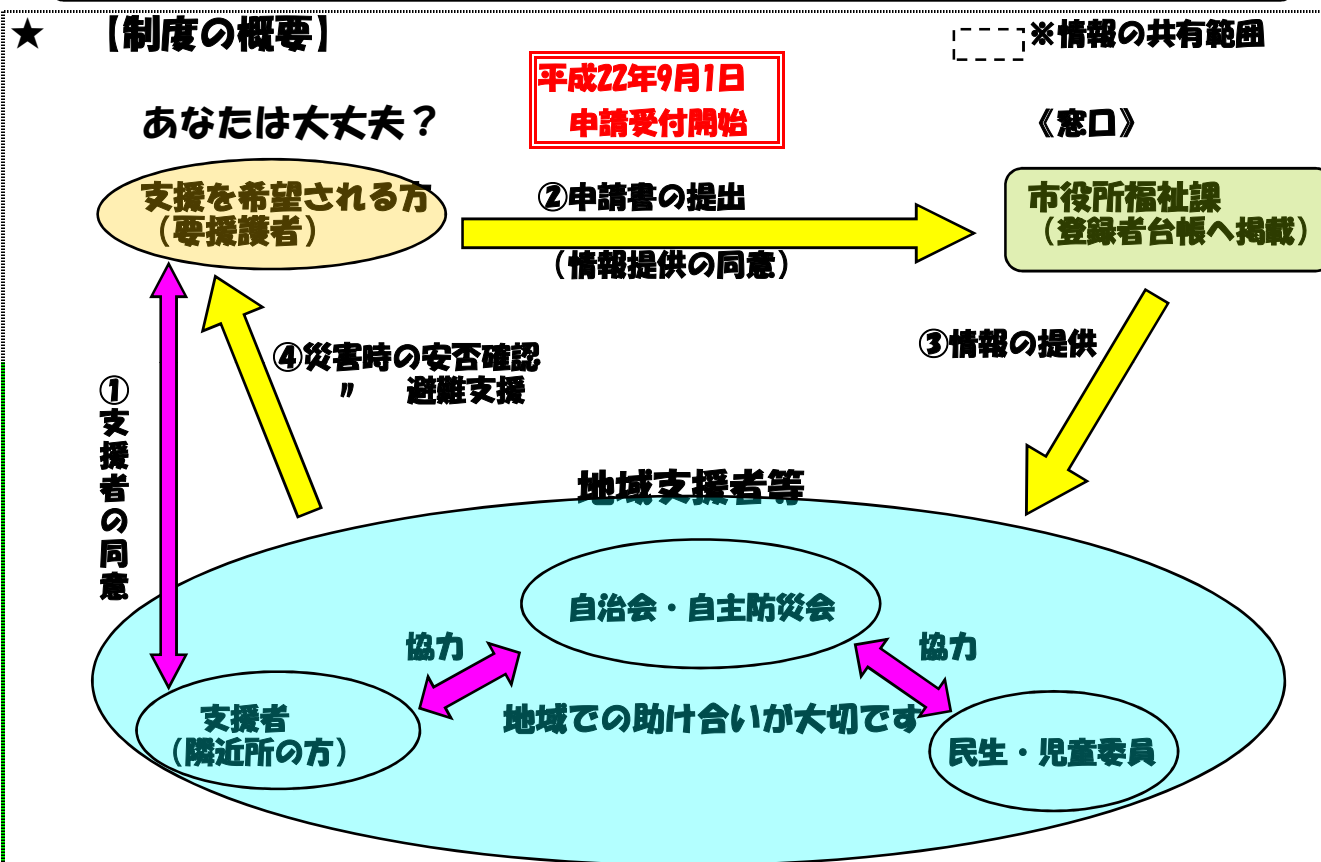


災害時要援護者支援制度

知立市では、「災害が発生したときや災害のおそれのあるとき、支援が必要な高齢者や障がい者の方に対して、災害情報の伝達や避難での手助けが、お住まいの地域の中でおこなわれる制度」を地域のみなさんのご協力を得てつくりたいと考えており、すでに一部の自治会では始めています。

まず、災害時に支援を希望される方からの申請を受け付け、災害時要援護者支援者登録台帳を作成したいと考えています。

○9月1日より災害時要援護者名簿への登録を行います。



★ 対象となる方

災害時における地域での支援を希望する者であって、支援を受けるために必要な個人情報 (自分の住所や名前、本人の状況) を地域支援者等に提供することに同意した者をいう。

※在宅の方を対象としていますので、施設・病院などに長期入所・入院されている方は対象になりません。

- (1) ひとり暮らし高齢者であって市に登録されている者
- (2) 在宅の要介護高齢者で要介護3～5の者
- (3) 身体障がい者のうち、肢体不自由の障がいの程度が1級から3級まで、視覚障がいの程度が1級若しくは2級又は聴覚障がいの程度が2級の者
- (4) 知的障がい者のうち、障がいの程度がA判定の者
- (5) その他支援を希望し、市長が支援を必要と認めた者

★ 申請の手続き

今回は、9月1日より申請を受け付けます

(1) 申請の方法

①支援を希望される方は、個人情報提供の同意と支援者を決めてもらい、②登録申請書を市役所福祉課窓口提出してください。 ※郵送でも受付します。

- ・申請書は、福祉課窓口でお渡しします。
- ・支援者を決めていただく場合には、支援者の同意が必要です。

※支援者

支援者は、支援を希望する方の隣近所の方々にお願いしたいのですが、あくまでも善意で支援していただくもので、災害時に支援できなかつたり、事故等が発生しても、決して責任を伴うものではありません。

(2) 代理申請

- ・原則本人申請としますが、本人が申請できない場合は、配偶者・扶養義務者・保護者などによる代理申請ができます。

★ 地域支援者等への情報提供

申請いただいた情報は、市で登録台帳（名簿）を作成し、地域支援者等へ提供することで、情報の共有化を図ります。

地域では、災害時を想定し、あらかじめ要援護者をどのように避難させるか話し合っていたいただくこととなります。

★ この制度は、地域の助け合い（共助）により、少しでも災害時の被害を減らそうというものです。お互いに助け合う地域づくりにご理解とご協力をお願いします。

また、今回申請・登録したからといって、災害の状況によっては必ず支援されるとは限りません。支援される方自身も、自分の身は自分で守る（自助）という意識を持ってください。

問い合わせ先

〒472-866 知立市広見三丁目1番地

知立市役所 福祉子ども部 福祉課

TEL：(0566) 83-1111内線141

FAX：(0566) 83-1141